

姫路獨協大学附属図書館利用規程

(昭和62年4月16日制定)

改正	平成	元年	2月16日	平成	7年	3月2日
	平成	2年	2月8日	平成	11年	5月20日
	平成	3年	7月18日	平成	18年	3月23日
	平成	4年	11月19日	平成	22年	11月18日
	平成	5年	7月1日	平成	30年	3月15日
	平成	6年	2月3日			

(趣旨)

第1条 姫路獨協大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生（研究生、科目等履修生を含む。）
- (3) その他館長の許可した者

2 館長の許可を得た者には、特別閲覧証を交付する。

(休館日)

第3条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 創立記念日 ……10月22日
- (4) 夏期休館日および冬期休館日
- (5) 蔵書点検及び曝書に必要な期間

2 館長は、前項にかかわらず、必要と認めるときは臨時に開館または休館とすることができる。

(開館時間)

第4条 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 ……9時から21時40分まで
- (2) 土曜日 ……9時から17時まで

2 館長は、必要と認めるときは開館時間を変更することができる。

(閲覧)

第5条 図書館が所蔵する資料の閲覧は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧
- (2) 館外貸出閲覧

(館内閲覧)

第6条 館内閲覧は、図書館内の所定の場所において閲覧するものとする。

(館外貸出閲覧)

第7条 館外貸出閲覧は、第2条に規定する者が、所定の手続を経て、館外へ貸出して閲覧するものとする。

2 第2条第1号(教職員)又は第2号(学生)に規定する者の館外貸出閲覧は、次のとおりとする。

(1) 一般貸出

(2) 特別貸出

3 第2条第3号(その他館長の許可した者)に規定する者の館外貸出閲覧については、別に定める。

(貸出禁止資料)

第8条 次に掲げる図書館資料は、館外貸出を禁止する。ただし、館長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(1) 事典、辞書、書誌類等の参考図書

(2) 貴重図書

(3) 雑誌のうち最新号

(4) その他館長が指定した図書館資料

(一般貸出)

第9条 一般貸出の図書の冊数及び貸出期間は、別表第1のとおりとする。

2 館長は、必要と認めるときは前項に規定する貸出限度冊数又は貸出期間を変更することができる。

(特別貸出)

第10条 教員に、教育研究上必要な図書を特別に貸出しすることができる。特別貸出について必要な事項は、別に定める。

(帯出者の責任)

第11条 館外貸出として帯出した図書は、帯出した者が保管の責任を負うものとする。

(調査)

第12条 館長は必要と認めるときは、貸出図書について調査し、又は図書の返却を求めることができる。

(弁償)

第13条 図書館の施設、備品、図書館資料等を故意又は過失により損傷、紛失又は汚損した者は、弁償しなければならない。

(利用制限)

第14条 この規程及び図書館の管理運営に関する規程に違反した者は、図書館の利用を制限することがある。

第15条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用等に関して必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年2月16日から施行する。

附 則（平成2年 規程第4号）

この規程は、平成2年2月8日から施行する。

附 則（平成3年 規程第24号）

この規程は、平成3年7月18日から施行し、平成3年5月15日から適用する。

附 則（平成4年 規程第15号）

この規程は、平成4年11月19日から施行する。

附 則（平成5年 規程第31号）

この規程は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成6年 規程第4号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年 規程第8号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年 規程第13号）

この規程は、平成11年5月20日から施行する。

附 則（平成18年 規程第 8号）

この規程は、平成18年4月 1日から施行する。

附 則（平成22年 規程第21号）

この規程は、平成22年12月 1日から施行する。

附 則（平成30年 規程第5号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1

利用者別		資料別		雑誌	
		一般図書	冊数	期間	冊数
教職員		150冊以内	6か月以内	5冊以内	1週間以内
大学院学生		30冊以内	3か月以内	3冊以内	3日以内
学生	通常貸出	5冊以内	2週間以内	2冊以内	1日
	演習・卒論用貸出	10冊以内	1か月以内	3冊以内	3日以内
研究生・科目等履修生		5冊以内	2週間以内	2冊以内	1日

- (注) 1 指定図書は貸出期間を2週間とする。ただし、試験の1週間前から試験の終了日までは、貸出しすることができない。
- 2 演習・卒論用貸出の雑誌は、製本雑誌のみとする。
- 3 大学院における研究生、科目等履修生については大学院学生に準ずる。